

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和6年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・接種歴の登録及び管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払い
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第10項・内閣府・総務省令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会： 番号法第19条8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供： 番号法第19条8号、別表第二 16の2項、16の3項、内閣府・総務省第7号 第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町保健福祉課、子育て推進課
②所属長の役職名	保健福祉課長、子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町保健福祉課 〒640-1121和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9960

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	紀美野町長は、	紀美野町は、	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月12日	I 関連情報 事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・接種歴の登録及び管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払い	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月12日	I 関連情報 連絡先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 電話:073-489-2430	紀美野町保健福祉課 〒640-1121和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1408-4 電話073-489-9960	事前	再実施での時点更新
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事前	再実施での時点更新
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事前	再実施での時点更新
令和5年5月2日	法令上の根拠	情報照会： 番号法第19条8号、別表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供： 番号法第19条8号、別表第二 16 の2項、16の3項	情報照会： 番号法第19条8号、別表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供： 番号法第19条8号、別表第二 16 の2項、16の4項 内閣府・総務省第7号 第12条の2	事後	再実施での見直し修正

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	保健福祉課長	事後	再実施での見直し修正
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	再実施での見直し修正
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	再実施での見直し修正
令和6年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉課	保健福祉課、子育て推進課	事後	機構改革による見直し修正
令和6年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	保健福祉課長、子育て推進課長	事後	機構改革による見直し修正
令和6年4月16日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再実施での見直し修正
令和6年4月16日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再実施での見直し修正

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月16日	I 関連情報 事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・接種歴の登録及び管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払い	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・接種歴の登録及び管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払い	事後	再実施での見直し修正
令和6年4月16日	I 関連情報 システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	再実施での見直し修正
令和6年4月16日	I 関連情報 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第10項・内閣府・総務省令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表第一 第10項・内閣府・総務省令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	再実施での見直し修正